憲法を生かす京都の会☆通信

No.47　２０２４年５月１５日
京都市東山区今熊野南日吉町１７
FAX:　０７５－５３１－３８５６
E-mail: komai123 @ kfa.biglobe.ne.jp

憲法を生かす京都の会・学習会のご案内

問われる日本政府・改憲派は改憲を語る資格があるのか？　―独立国としてありえない日本の「不都合な真実」を考える―

【講演の内容】　自衛隊と米軍の関係は産官学で一段と進行しています。さらに有事においては統合司令部を設置し作戦を展開する方向で進められています。これは事実上、米軍の指揮の下、自衛隊が作戦遂行すると考えられます。憲法の平和主義や 9 条が一切明文改憲もされない中で行おうとしています。安保法制と憲法の矛盾が現実化してきたことを示しています。だから、つじつま合わせに明文改憲をしたいと改憲派は急ぐのでしょう。もっともらしい理由付けですが、首都東京に米軍は横田飛行場を有し、勝手気ままにやりたい放題で使用しています。果して、これが独立した「主権国家」なのでしょうか。学習会では日本が、まともな国であるのか、改憲以前にやるべきことがあるのではないかという点を中心にお話していきたいと思います。（講師の鈴田さんより）

学習会

■　日時：５月２８日（火）　午後６時３０分より　午後８時４５分くらいまで
■　場所：ウイングス京都　会議室１
（京都市中京区四条烏丸東洞院上る　四条烏丸から徒歩１０分）
■　参加費：３００円
■　講師：鈴田　渉さん（一般社団法人大阪労働学校アソシエ　憲法学）
■　演題　問われる日本政府・改憲派は改憲を語る資格があるのか？
―独立国としてありえない日本の「不都合な真実」を考える―
■　問い合わせ：　０９０－１８９０－２１０４　駒井まで
＊どなたでも参加できますので、ぜひご参加ください。

（ウラ面もご覧ください）

【 この演題を決めるにあたって　講師の鈴田さんより 】

憲法審査会で緊急事態条項（国会議員の任期延長）の条文案起草するのかしないのか改憲派と護憲派がせめぎあっていますが、岸田政権の凋落からすると不透明といえます。つまり、憲法の行方的なテーマは９月以降自民党総裁選をみないとわかりません。

むしろ、経済秘密保護法など壊憲立法により、立法改憲がますます深化し憲法そのものの形骸化が進んでいるといえます。明文改憲を慌ててしなくても法律で改憲と同じ効果がでるように彼らは思っているでしょう。

その意味では改憲派包囲網の中、我々はどう反転攻勢にでればよいのか、我々が勝てる局面は正直それほどないと思います。

そこで、改めて、改憲派は憲法を変えろというが、他に、また優先すべき政治課題はあるだろう。それを置き去りにする。一体彼らは、この国をどうしたいのか。「普通の国」にしたいのか。改憲が実現して普通の国に晴れて、この国はなれるのか。そうはならない、それは日本が国としての決定的に欠落している「不都合な事実」がある。以上のようなことを構想しながら、このテーマにしました。

今国会で審議されている地方自治法改正案は緊急事態条項の先取り！

弁護士福山和人
@kaz_fukuyama

何度でも言う。

明日から審議入りする地方自治法改正案はヤバすぎる❗

自民党は、国民の安全のための改正だと弁解している。
　but
①国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生or発生するおそれがある場合、という要件は非常に曖昧で、
② 大臣が「必要あり」と認めれば閣議決定だけで自治体に「指示」でき、国会承認は不要。
③しかも法定受託事務だけでなく自治事務も含め対象事務は無限定。
　　↓
結局この法案は
◆立法府の関与なしに行政府の独断で自治体に命令できる内閣独裁法であり、
◆地方自治体を国の下僕化し、
◆国民主権を骨抜きにする危険がある。
◆一時的にせよ憲法秩序を停止し、行政権力に独裁権を付与するのは、自民改憲案で狙われている緊急事態条項の先取りである。

政治改革を怠けながらこんなふざけた法案を出すなど論外だ。廃案一択。

５月６日の弁護士福山和人さんのＸ（ツイッター）から